

環境問題について考えよう！！

21世紀は、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という『使い捨て』社会に別れを告げる世紀です。

環境を守るためには、一人ひとりの取り組みが大切です。これまで廃棄されていたものを再使用・再利用することによって、地球からもらった大切な資源を循環させ、新しい社会を目指しましょう。

「ごみ」も分ければ「資源」

私たちの生活からは、毎日たくさんのごみがでていきます。ごみと一言でいっても、その中のほとんどが、リサイクル可能になつてきています。

平成18年度に排出されたごみの内訳は、下の円グラフのとおり、78%が可燃ごみで、その中には雑誌やパンフレットなどの紙類・発泡スチロールなどもたくさん含まれています。このようなものを資源ごみとして出すなど、普段のちょっとした心がけでごみの減量化が図られます。

市民一人あたりのごみの量は、319・3kg、1年間のごみを処理するのにかかる費用は4億7,623万円。一人あたりになると10,117円となります。

限りある資源や豊かな自然を子どもたちに残していくには、これまでの大量消費・使い捨ての生活を見直し、環境にやさしい循環型の生活に変えていく必要があります。

一人ひとりが環境にやさしい地域づくりに取り組みましょう。

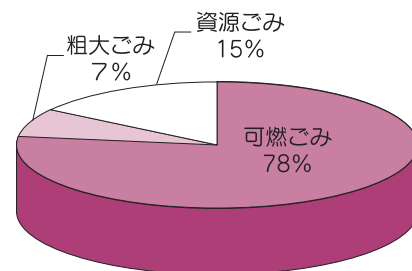
常陸大宮市のごみ搬出量の推移

年 度	地 域	可燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合 計 (トン)	常住人口 (年度末)	一人あたり 年間搬出量 (kg)
H16年度	大宮環境	10,856	990	2,157	14,003	43,558	321.5
	城北環境	804	89	89	982	4,263	230.4
	合 計	11,660	1,079	2,246	14,985	47,821	313.4
H17年度	大宮環境	11,289	954	2,124	14,367	43,238	332.3
	城北環境	776	90	85	951	4,317	220.3
	合 計	12,065	1,044	2,209	15,318	47,555	322.1
H18年度	大宮環境	10,806	1,036	2,241	14,083	42,834	328.8
	城北環境	789	78	80	947	4,240	223.3
	合 計	11,595	1,114	2,321	15,030	47,074	319.3

※大宮環境：大宮・山方・美和・緒川地域

城北環境：御前山地域

平成18年度に排出されたごみの内訳



※資源ごみ：缶、ビン、紙類、ペットボトル、発泡スチロール等

リサイクルを

推進しています

●生ごみの減量●●●

一般家庭から出るごみの3割は生ごみと言われています。これを有効活用するために生ごみ処理機があります。電気式やぼかしを使用する種類があり、これで生ごみの量を減らしたり、肥料にして再利用することができます。

市では、生ごみ処理機購入価格の1/2を補助しています。(限度額有り)

①EMぼかし専用容器

(1基につき3,000円限度)

②コンポスター

(1基につき3,000円限度)

③電気式家庭用処理機

(20,000円限度)

*①、②については、2基まで補助します。



▲コンポスター



▲EMぼかし

家電4品目はリサイクルに!!

〈主要家電メーカー料金〉

テレビ	2,835円
エアコン	3,150円
冷蔵庫・冷凍庫	4,830円
洗濯機	2,520円

※この金額のほか運搬料がかかります。

※環境センターでは収集できませんので、販売店等に相談してください。

＊ごみ集積所はルールを守ってきれいに使いましょう。

・排出口を守って出してください。
・指定袋を使用し、氏名を記入して出してください。
・ペットボトル・ビンのキャップは、必ず出してください。
・家電4品目、タイヤなどの収集は行いません。(集積所への搬出は不法投棄となり、罰則の対象となります。)

ごみの中には、ペットボトルや新聞紙など、リサイクルをして繰り返し使うことができるごみもあります。ごみを無駄にしないためにも決められたことを守り排出しましょう。

ごみの出し方

ごみの不法投棄に注意

次のグラフでも分かるように各地域で不法投棄があり、悪質化しています。

不法投棄される場所として、河川敷や道路わきの空き地、広場が狙われやすいようです。

不法投棄された「ごみ」は、土地の持ち主の責任で処分しなければなりません。

不法投棄を発見したとき、あるいは不審な車等を見た場合には、ナンバーを控える

などして、本庁環境課(☎52-1111)又は各総合支所市民課へご連絡ください。



平成18年度不法投棄ごみ処理量

単位：台(粗大ごみのみトン)

地域	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン	粗大ごみ
大宮	50	13	19	0	9.1
山方	18	9	8	4	2.4
美和	9	5	6	3	2.0
緒川	12	8	2	1	1.2
御前山	14	6	3	5	4.4
合計	103	41	38	13	19.1



野外焼却は禁止

野焼きは、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類等有害物質の発生の原因になります。

廃棄物の野焼きは、原則として禁止され、違反すると懲役3年以下、又は300万円以下の罰金又は併科されます。

ただし、農業・林業を営むためのやむを得ないものとして行われる焼却やたき火などは例外とされています。

※例外の場合でも、煙害等により隣近所の迷惑にならないよう十分注意してください。

クリーン作戦

皆さんのご協力をお願いします。

大宮・美和・緒川・御前山

7月8日(日)

*雨天 7月15日(日)

山方

7月29日(日)

*雨天 8月5日(日)



【問い合わせ先】

市民部環境課 ☎52-1111 内線238

●資源ごみ回収へ助成・・・
市では、ごみの減量と資源ごみの有効な活用を図るため、ビン・カン・ポリケース・雑誌・新聞・ダンボール・布類等など、再利用できるものを回収した団体(子ども会やPTA等)に対して報奨金を出しています。
*回収する団体は、事前に市へ届出が必要になります。

悪臭をいので規制

4月から悪臭規制を統一

市内全域臭気指数規制へ

市では、悪臭防止法に基づき工場・事業所等から発生する悪臭について、アンモニア、硫化水素など22物質の濃度規制と、人の鼻で臭いを判定する臭気規制で対応してきましたが、生活環境保全のため、県の地域指定を受け、平成19年4月1日から市内全域を、人の鼻で臭いを判定する臭気規制基準に統一しました。

規制地域

・大宮地域

22種類の悪臭原因物質の濃度規制から嗅覚測定法による臭気指数規制になります。また、従来の市街化区域のみから、全域に拡大します。

・山方・美和・緒川・御前山地域

臭気指数基準が変更になります。

臭気指数の規制基準とは

臭気指数規制は、複数の人の鼻で臭いをかいで臭いの状態を数値化したものです。22物質以外の悪臭物質の臭いやいろいろな臭いが混ざった複合臭も規制することができます。

常陸大宮市臭気指数規制基準

規制地域	臭気指数
都市計画法の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び近隣商業地域として定められた地域	14
都市計画区域内用途未指定地域及びその他の地域	16
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により工業専用地域として定められた地域	18

臭気指数

14 何の臭いかが分かる臭い
16 一瞬に感知できる臭い
18 一瞬に感知できる臭いと強い臭いの間

規制対象

市のすべての工場や事業所から発生する悪臭が対象になります。

届出の義務

県条例により豚舎・鶏舎・家畜ふん尿堆肥舎（面積用件有り）等特定施設の設置者は、届出が必要となります。（詳しくは問い合わせください。）

市役所も率先して

地球温暖化対策を実行

市役所は、行政機関として各種環境施策の推進や市民・事業者への指導などを行うとともに、率先して環境保全に努める地域の環境リーダーとしての役割を担っています。こうした市役所の立場を踏まえ、率先して環境保全の取組を進めることにより、市民・事業者の模範となり、地域と一体となって環境保全に取り組みでいきます。

計画の目的

合併に伴い、旧町村で取り組んでいた地球温暖化防止実行計画を平成18年度に見直し、新たに常陸大宮市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制のための措置など、環境保全に向けた具体的な取り組みを実施します。

取り組みの内容

- ◎ 使用の取り組み削減
電気、燃料、用紙、水道
- ◎ 廃棄物等の取り組み削減
ごみの分別、リサイクル、ごみの排出抑制
- ◎ 物品購入の配慮
用紙、電気製品、公用車、文具・事務機器、容器・包装材など

市役所の温室効果ガス排出量（平成17年度）

温室効果ガスを排出する活動			活動別内訳		総排出量 (kg-CO ₂)
			排出量 (kg-CO ₂)	総排出量に占める割合	
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン	266,282	6.9%	3,844,927
		軽油	169,298	4.4%	
		灯油	536,602	14.0%	
		A重油	298,371	7.8%	
		LPG	111,553	2.9%	
	電気の使用※		2,445,176	63.6%	
メタン	公用車の走行		674	0.0%	
一酸化二窒素	公用車の走行		13,662	0.3%	
HFC	カーエアコンの使用		3,335	0.1%	

※電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は、上下水道関連施設・設備を除いた値

削減目標

市役所の事務・事業に伴い排出される温室効果ガス※総排出量を、平成17年度（基準年）に対して平成23年度までに、5%以上削減します。

市役所の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量を基準年に比べ5%削減すると、約192t-CO₂が削減されます。

この削減量と同等の効果を得るために必要な杉の木は、約13,700本（50年生）となり、削減目標が達成されることにより、温室効果ガス削減の大きな効果となります。

犬 飼い主のルールとマナー

飼い主のモラルが問われています。ご近所のすべての人が、犬・猫の好きな方とは限りません。

そんな方々からも理解の得られるよう、飼い主は周囲に迷惑や危害を及ぼさない心配りとしつけが大切です。

犬の本能や生理・習性をよく理解し、責任をもった飼い方で、近隣や周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

※犬を放し飼いにしないで！

・散歩のときも、引き綱は必ずつけましょう。

・特定犬は、オリの中で飼いまししょう。

※犬の登録と狂犬病注射は飼い主の義務です！

・「鑑札・注射済票」は必ず首輪などに装着しましょう。（所有者の明示）

※鳴き声・悪臭にご用心！

・むだ吠えしないようにしつけましょう。

・飼っている場所を清潔に心がけましょう。



※排泄のしつけをしましょう！

・愛犬の「ふん」の始末は飼い主の義務です。散歩中、「ふん」をしたときは、必ず持ち帰り、環境美化に努めましょう。



※犬・猫を捨てないで！

・子犬、子猫は飼っていただけの方が必要見つかるとは限りません。飼い主の責任で避妊・去勢手術を受けましょう。

※犬猫にエサだけ与えている人へ！

・無責任な飼い方は、みだりに繁殖させ、犬・猫を不幸にしています。飼うなら責任をもって、他人への迷惑をかけないように正しく飼いまししょう。

※飼い犬による「かみつき事故」をなくしましょう！

・飼い犬が人にかみつく事故が多発しています。人に危害（人をかんだ等）を加えた場合は、届け出が必要です。

※犬・ねこに関する相談は、茨城県動物指導センターに連絡してください。

茨城県動物指導センター

☎0296-72-1200

環境にやさしい生活を推進します

市では、住宅用太陽光発電システム、二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート）を設置する方に補助金を交付します。（詳しくは、市民部環境課又は総合支所市民課へ）補助金は、太陽光発電システムについては太陽光電池出力1kWあたり4万5千円4・0kWまで、エコキュートを設置する方については6万円を支給します。

太陽光発電システム及びエコキュートの補助金交付申請の締め切りは、平成19年12月28日までとなっていますので、補助金を希望される方は、お早めに申し込みをしてください。

なお、市では業者を通じての推進は行っておりませんので、設置の際は、十分検討のうえ契約をしてください。



二酸化炭素(CO₂)削減効果

平成18年度に太陽光システム49基・エコキュート126器の補助金の交付があり、環境にやさしい生活宣言書を134人の方にいただき、環境に配慮した生活に取り組んでいただいています。

この機器の設置によるCO₂削減効果は、杉の木約9,600本分(50年生)、CO₂の吸収量は約134トンとなり、家庭からのCO₂排出削減に大きな効果をあげています。

※平成16年度森林・林業白書（林野庁）より積算

◆太陽光発電システム・エコキュート補助金申請の流れ

補助金交付申請者

常陸大宮市

①補助金交付申請

③エコキュート・太陽光発電システム設置

②補助金交付決定(却下)通知

④補助金交付請求

⑤補助金の支払い

● 問い合わせ先 ● 市民部環境課 ☎52-1111 内線238